

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	52,219,520		令和4年4月28日 令和4年7月29日 令和4年8月31日 令和4年10月31日 令和4年11月30日 令和4年12月28日 令和5年1月31日 令和5年2月28日 令和5年3月31日		公社	国認定	問題なし(実施する業者は日本臓器移植ネットワークのみであることを確認)	有
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	心臓移植施設会員・肺移植施設会員としての会費	400,000	心臓移植施設会員: 200000 肺移植施設委員会: 200000	令和4年5月31日	移植施設である当センターが臓器提供を受けるため。	公社	国認定	問題なし(実施する業者は日本臓器移植ネットワークのみであることを確認)	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。